（別添１）重要保存版　　令和８年４月～

非常変災時の登下校について

【特別警報が発令されている場合】
★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

１．登校前

○ 午前7時現在、堺市に特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

２．始業後

○ 原則として、ただちに授業を中止し、学校で子どもを保護します。堺市に大津波警報が発令された場合は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難します。

【暴風警報が発令されている場合】
１．登校前

○ 午前7時現在、堺市に暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

２．始業後

○ 原則として、ただちに授業を中止し、子どもを帰宅させます。保護者等の帰宅が困離な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

○ 特別警報・暴風警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。

○ 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。

【大雨警報が発令されている場合】
１.登校前

○ 午前7時現在、堺市に大雨警報が発令され、かつ、JR阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している（一部運休は除く）場合は、臨時休業とします。

○ 線状降水帯の発生が予想され、子どもたちに危険が及ぶ雨量と判断される場合については、上記の条件を満たしていなくても、全市一斉臨時休業とすることもあります。その場合は、事前に学校よりお知らせいたします。

２.始業後

○ 気象状況に応じて終業時刻を繰り上げ、帰宅させる場合があります。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

○ 特別警報・大雨警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。

○ 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。

【雷が鳴っている場合】
１．登校前

○ 雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から30分以上経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。

２．始業後

○ 屋外での活動を中止し、雷が収まり、30分以上経過するまで子どもを屋外に出さないようにします。

○ 下校時に雷がなっている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

［大地震発生の場合】
１．登校前

○ 堺市域（一部でも）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。

○ 震度4以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。

○ 状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

２．始業後

○ 子どもの安全を確保し、引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困離な場合は、保護者等の迎え があるまで、学校で子どもを保護します。

（控え）

引き渡し訓練の際も、（別添2　引き渡し調査票）を使います。下記にもお迎えに来られる方の名前を記入をし、ご家庭で保管しておいてください。

（①　　②　　③　　④　　⑤　　）